

～販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ～

中小企業庁 平成29年度補助予算事業

## 「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました

【受付締切日：平成30年5月18日(金)】

小規模事業者の経営計画に基づく**販路開拓**の取り組みに対し、  
必要な費用を**最大50万円**（補助率2/3）まで補助をいたします。

商工会議所では、皆様の**経営計画書作成**や**販路開拓に向けた相談等**を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

補助金の概要は以下の通り。

### ◆申請受付開始

平成30年3月9日(金)

### ◆申請受付締切

平成30年5月18日(金) ※最終日当日消印有効

### ◆補助対象者

小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

### ◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所などの支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

#### 《対象となる取り組みの例》

##### (1) 広告宣伝(広報費)

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

##### (2) 集客力を高めるための店舗改装(外注費)

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

##### (3) 展示会・商談会への出展(展示会等出展費)

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

##### (4) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更(開発費)

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

## ◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

## ◆応募時提出資料

- ①小規模事業者持続化補助金事業に係る申請書(様式1-1または-2)【必須】
- ②経営計画書(様式2)【必須】
- ③補助事業計画書(様式3)【必須】
- ④**事業支援計画書(様式4)【必須】 ※商工会議所発行**
- ⑤補助金交付申請書(様式5)【必須】
- ⑥事業承継診断票(様式6) ※代表者の年齢が満60歳以上の場合は必須
- ⑦電子媒体(CD-R・USBメモリ等)【必須】
- ⑧その他必要書類【必須】

◇法人の場合 (1)貸借対照表および損益計算書(直近1期分)  
(2)現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

◇個人事業主の場合 (1)直近の確定申告書・収支内訳表または所得税青色申告決算書  
または開業届

※なお、本補助金の申請に際しては、商工会議所が発行する**事業支援計画書(様式4)**が必要となりますので、申請前に商工会議所へご相談ください。

※また、今回の公募にあたっては小規模事業者の円滑な事業承継を進めていただく政策上の観点から、代表者が高齢(60歳以上)の事業者における事業承継に向けた取組の促進や、後継者候補が積極的に補助事業に取り組む事業者、**経営計画の一環として「事業承継計画」を作成する事業者へ重点的な支援**を図ります。さらに、**生産性向上のための設備投資に向けた取組を行う事業者や、過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者**についても、**重点的な支援**を図ります。

## ◆商工会議所各種様式(一般型)

\* 応募にあたり記入が必要な書類の様式は、下記のリンク先からダウンロードできます。

- ・[公募要領\(PDF\)](#)
- ・[各種様式\(書式\)](#)

### 【お問合せ先】

会津若松商工会議所 経営サービス部(経営指導員)まで  
TEL:0242-27-1212 (代) FAX:0242-27-1207

### 【申請書提出先】

[日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局](#)

〒151-0015 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL:03-6447-2106

◇問い合わせの対応時間は、9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)となります。